

居宅療養管理指導に関する運営規程の重要事項

1. [目的]

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、当該事業所の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

2. [運営方針]

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. [居宅療養管理指導等サービス]

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調整するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. [職員等の体制]

誠に恐れ入りますが、事業所の職員体制につきましては、当該薬局へお問合せください。

5. [営業日及び営業時間]

事業所の営業日及び営業時間につきましては、店舗案内よりご確認いただけます。

6. [通常の業務の実施地域]

事業所の通常の業務の実施地域は、所在地の市区町村の区域です。

7. [緊急時の対応]

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. [利用料]

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。(1割負担の場合)

①居宅療養管理指導サービス提供料として

1) 居宅療養管理指導費

- ・ 単一建物居住者1人に対して行う場合 518円/回
- ・ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 379円/回
- ・ 単一建物居住者10人以上に対して行う場合 342円/回

2) 情報通信機器を使った居宅療養管理指導 46円/回

※算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者及び中心静脈栄養を受けている患者への訪問は、1週に2回、かつ、月に8回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合1回につき100円が①に加算。

③医療用麻薬持続注射が使用されている場合1回につき250円が①に加算

④在宅中心静脈栄養が使用されている場合1回につき150円が①に加算

⑤離島や中山間地域等でサービスを利用の場合。

- ・ 離島等地域に所在する事業所利用の場合、1回につき①の15%を加算。
- ・ 中山間地域等小規模事業所利用の場合、1回につき①の10%を加算。
- ・ 離島や中山間地域等に居住者する方へサービス提供する場合、1回につき①の5%を加算。

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

9. [苦情申立窓口]

当事業所のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速、かつ適切に対応いたします。

苦情やご相談があれば、担当薬局までご連絡ください。

10. [事故発生時の対応]

居宅療養管理指導等サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者さまの後見人及びご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。